デビットカード取引規定の改正新旧対照表

別添

（下線は、改正箇所）

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| デビットカード取引規定第１章　デビットカード取引１～４　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（略）５.（読替規定）　カードをデビットカード取引に利用する場合におけるカード規定ならびにＩＣカード規定の適用については、　同規定第７条中「代理人による預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による預入れ・払戻し・振込およびデビットカード取引」と、同規定第７条第１項中「代理人による貯金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「代理人による貯金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびデビットカード取引をする場合」と、同規定第15条中「貯金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。第２章　キャッシュアウト取引１～５　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （略）６.（読替規定）カードをＣＯデビット取引に利用する場合におけるカード規定ならびにＩＣカード規定の適用については、同規定第７条中「代理人による預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による預入れ・払戻し・振込およびＣＯデビット取引」と、同規定第７条第１項中「代理人による貯金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「代理人による貯金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびＣＯデビット取引をする場合」と、同規定第15条中「貯金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。　第３章　公金納付１．（適用範囲）利用者が、次の各号のうちいずれかの者（以下、「公的加盟機関」といいます。）に対して、協議会所定の公的加盟機関規約（以下、本章において「規約」といいます。）（削除）に定める公的加盟機関に対する公的債務（以下、「公的債務」といいます。）の支払いを行うために、カードを提示した場合は、第1号においては規約所定の加盟機関銀行が、第2号においては規約所定の決済代行機関が当該公的債務を支払うものとします。この場合、利用者は、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額（第2号においては加盟機関銀行が決済代行機関に対し負担する補償債務にかかる費用相当額）を支払う債務（以下、「補償債務」といいます。）を負担するものとし、当該補償債務を当該カードの貯金口座から貯金の引落し（総合口座取引規定、カード規定およびＩＣカード規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下、本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。(1)　規約を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、協議会の会員である一または複数の金融機関（以下、本章において「加盟機関銀行」といいます。）と規約所定の公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他協議会所定の機関。ただし、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当組合のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。(2) 規約を承認のうえ、規約所定の決済代行機関と規約所定の間接公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他協議会所定の機関。ただし、規約所定の当該間接公的加盟機関契約の定めに基づき、当組合のカードを、間接公的加盟機関で利用することができない場合があります。２．（準用規定等）　(1) カードをデビットカード取引に利用することについては、前記第１章の２（利用方法等）、３（デビットカード取引契約）、４（貯金の復元等）および５（読替規定）を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「直接加盟店」を「決済代行機関」と、「加盟店銀行」を「加盟機関銀行」と、「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとします。　(2)～(3) 　　　　　　　　　　　　　　　　（略）第４章　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （略）以　上 | デビットカード取引規定第１章　デビットカード取引１～４　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（略）５.（読替規定）　カードをデビットカード取引に利用する場合におけるカード規定ならびにＩＣカード規定の適用については、　同規定第６条中「代理人による預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による預入れ・払戻し・振込およびデビットカード取引」と、同規定第７条第１項中「代理人による貯金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「代理人による貯金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびデビットカード取引をする場合」と、同規定第14条中「貯金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。第２章　キャッシュアウト取引１～５　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（略）６.（読替規定）カードをＣＯデビット取引に利用する場合におけるカード規定ならびにＩＣカード規定の適用については、同規定第６条中「代理人による預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による預入れ・払戻し・振込およびＣＯデビット取引」と、同規定第６条第１項中「代理人による貯金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「代理人による貯金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびＣＯデビット取引をする場合」と、同規定第14条中「貯金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。第３章　公金納付１．（適用範囲）（追加）協議会所定の公的加盟機関規約（以下、本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、協議会に公的加盟機関として登録され、協議会の会員である一または複数の金融機関（以下、本章において「加盟機関銀行」といいます。）と規約所定の公的加盟機関契約を締結した法人（以下、「公的加盟機関」といいます。）に対して、規約に定める公的加盟機関に対する公的債務（以下、「公的債務」といいます。）の支払いのために、カードを提示した場合は、規約に定める加盟機関銀行が当該公的債務を支払うものとします。この場合に、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額（追加）を支払う債務（以下、「補償債務」といいます。）を負担するものとし、当該補償債務を当該カードの貯金口座から貯金の引落し（総合口座取引規定、カード規定およびＩＣカード規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下、本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。ただし、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当組合のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。２．（準用規定等）　(1) カードをデビットカード取引に利用することについては、前記第１章の２（利用方法等）、３（デビットカード取引契約）、４（貯金の復元等）および５（読替規定）を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、（追加）「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとします。　(2)～(3) 　　　　　　　　　　　 　　　　　（略）第４章　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（略）以　上 |